

# ○愛知工業大学大学院学則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 愛知工業大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の目的使命にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

3 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

(研究科、課程、目的及び修業年限)

**第2条** 大学院に工学研究科及び経営情報科学研究科を置く（以下「研究科」という。）。

2 研究科に博士前期課程及び博士後期課程を置く。

3 博士前期課程においては、大学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程においては、専攻分野について研究者・技術者・高度専門職業人として自立して工学及び経営情報科学の研究活動を行うに必要な高度の研究能力、柔軟な応用能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

5 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、在学年限にあつては4年を超えないものとする。

6 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、在学年限にあつては6年を超えないものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

**第2条の2** 前条の研究科、専攻における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別に定め、公表するものとする。

## 第2章 研究科、専攻及び学生定員

(専攻及び収容定員)

第3条 研究科に置く専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

工学研究科

博士前期課程			博士後期課程		
専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
電気電子工学	30人	60人	電気・材料工学	3人	9人
材料化学	20人	40人			
機械工学	30人	60人	生産・建設工学	3人	9人
建設システム工学	10人	20人			
計	90人	180人	計	6人	18人

経営情報科学研究科

博士前期課程			博士後期課程		
専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
経営情報科学	40人	80人	経営情報科学	3人	9人

## 第3章 運営組織及び教員組織

(大学院研究科教授会)

第4条 大学院の管理運営に係る事項を審議するため研究科に、大学院研究科教授会（以下「大学院教授会」という。）を置く。

2 大学院教授会は、次条に定める教員組織をもって組織する。

3 工学研究科長又は経営情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）は、大学院教授会の会議を招集し、その議長となる。

4 この条に定めるもののほか、大学院教授会の運営について必要な事項は、大学院教授会の議を経て研究科長が別に定める。

(教員組織)

第5条 大学院には、教育研究上必要な教員組織を置くものとする。

2 教員組織は、大学院教授会の議を経て学長が別に定める。

## 第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の学期の開始及び終了を変更することができる。

(授業期間)

第7条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
  - (3) 創立記念日 11月13日
  - (4) 春季休業日
  - (5) 夏季休業日
  - (6) 冬季休業日
- 2 学長は、必要がある場合は、前項第1号及び第2号の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項第4号、第5号及び第6号の休業日は、毎年度、学長が定める。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時に休業日を定めることができる。

## 第5章 入学

(入学の時期)

**第9条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科において必要があるときは、後期から入学することができる。

(入学資格)

**第10条** 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学士の学位を有する者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者
  - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別にしているものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の願出)

**第11条** 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

**第12条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行なう。

(入学手続及び入学許可)

**第13条** 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

**第14条** 大学院を退学した者が再び同一専攻に入学を志願したときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、当該大学院教授会の議を経て学長が決定する。

## 第6章 教育方法並びに教育課程及びその履修方法

(授業及び研究指導)

**第15条** 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育課程及びその履修方法)

**第16条** 各専攻における教育課程の編成及びその履修方法は、別表のとおりとする。

(指導教員)

**第17条** 研究科における授業及び研究指導又は研究指導補助は、第5条による教員組織において特に定める教授、准教授及び講師（以下「指導教員」という。）が行なうものとする。

(単位の授与)

**第18条** 専攻における所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末又は学年末において試験のうえ、合格した者には所定の単位を与える。

2 授業科目の試験の成績は、優、良、可、不可の4種の評語をもって表わし、優、良、可を合格とする。

(他専攻等における授業科目の履修)

**第19条** 指導教員が適当と認めるときは、所定の手続きを経て他研究科、他専攻又は学部の授業科目を指定して履修させ、取得した単位について4単位以内に限り、その者の属する専攻において修得すべき所定の単位に充当することができる。

(協定大学の授業科目の履修等)

**第19条の2** 外国の大学との協定に基づき、当該大学の授業科目を履修し、単位を修得することができる。修得した単位は、研究科教授会の議を経て、その者の属する専攻において修得すべき所定の単位に充当することができる。

(他大学院修得単位の単位認定)

**第19条の3** 教育上有益と認めるときは、他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で、研究科教授会の議を経て、その者の属する専攻において修得すべき所定の単位に充当することができる。

(在学期間の短縮)

**第19条の4** 前条の場合、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとし、博士前期課程を修了した者の博士後期課程における在学期間については、これを適用しない。

#### 第7章 教員免許状とその種類

**第20条** 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 大学院工学研究科博士前期課程電気電子工学専攻において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、工業、情報とする。
- 3 大学院工学研究科博士前期課程機械工学専攻及び建設システム工学専攻において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、工業とする。
- 4 大学院工学研究科博士前期課程材料化学専攻において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、理科とする。
- 5 大学院経営情報科学研究科博士前期課程経営情報科学専攻において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、情報、商業とする。

#### 第8章 休学、退学及び除籍

(休学)

**第21条** 病気その他特別の理由により2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学を許可された者は、別表に定める在籍料を納付しなければならない。ただし、前期または後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の2分の1とする。

(休学期間)

**第22条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることがある。

- 2 休学の期間は、博士前期課程にあつては通算して2年、博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。
- 3 休学した期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

**第23条** 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

**第24条** 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

**第25条** 次の各号の一に該当する者は、大学院教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の納付金、又は在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第2条第5項及び第6項のただし書に定める在学年限を超えた者
- (3) 第22条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

#### 第9章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了)

**第26条** 大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格した者については、学長が大学院教授会の議を経て博士前期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、大学院において優れた業績をあげたと認められた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合においては、大学院が当該博士前期課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了)

**第27条** 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格した者については、学長が当該大学院教授会の議を経て博士後期課程の修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、大学院において優れた業績をあげたと認められた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項のただし書の規程による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の修了要件については、前項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「大学院に3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規程を適用する。

(学位の授与)

**第28条** 学長は、第26条又は第27条の課程修了者に対して、愛知工業大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところにより、学位を授与する。

2 学長は、第27条に規程する者のほか、本学に学位論文を提出し博士の学位を申請する者については、学位規程の定めるところにより、学位を授与することができる。

(単位等認定書)

**第28条の2** 博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者には、単位等認定書を交付することができる。

#### 第10章 賞罰

(表彰)

**第29条** 学生として表彰に値する行為があった者は、大学院教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

**第30条** 大学院の学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、大学院教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 学生としての本分に反し、在籍させることが適当でないと認められる者

4 停学期間は、第26条の在学年数には算入しない。

#### 第11章 研究生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生、科目等履修生及び外国人学生)

**第31条** 大学院の研究生、科目等履修生及び外国人学生の入学その他必要な事項は、学長が別に定める。

(協定大学からの受入学生)

**第31条の2** 本学との協定等により、受入れた外国人留学生は、当該課程、専攻の学生の身分を有するものとする。

2 入学、その他必要な事項は、学長が別に定める。

#### **第12章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金**

**第32条** 入学検定料、入学金、授業料の額並びに入学手続き時及び在学の間に納付すべきその他の納付金の額は、別表のとおり定める。

2 授業料は、特に指定する場合を除き、年額の2分の1ずつを前期及び後期に分け、それぞれ納付しなければならない。

3 前項に定める納付金の納付方法は、この章に定めるもののほか、愛知工業大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

4 いったん納付した入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても還付しない。

#### **第13章 雑則**

(施設設備の共用)

**第33条** 大学院は、教育研究上支障を生じない場合においては、学部及びその附属施設等の施設及び設備を共用することができる。

(事務組織)

**第34条** 大学院の事務は、基礎となる学部事務室、教学センター及び入試センターにおいて処理する。

(実施細則)

**第35条** この学則に定めるもののほか、この学則の実施について必要な細目は学長が別に定める。

#### **附 則**

1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、第32条の規定は、昭和50年度における入学を志願する者又は入学を許可される者から適用する。

2 昭和41年4月1日制定の愛知工業大学大学院学則は廃止する。

3 この学則施行の際、現に旧学則により授業科目を履修する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 昭和50年3月31日以前に入学した者に係る授業料及び教育研究費の額は、この学則第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の愛知工業大学大学院学則(次項において「新学則」という。)第32条に定める入学検定料の額については、昭和51年度始めにおける入学を志願する者から適用する。

2 この規則施行の際、土木工学専攻において、現に改正前の愛知工業大学大学院学則第16条の別表に定める授業科目を履修する者については、新学則同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則**

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の学則(次項において「新学則」という。)第32条に定める入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の額については、昭和52年度始めに入学を志願する者又は入学を許可される者から適用する。

2 昭和52年3月31日以前に入学した者に係る授業料及びその他の納付金の額については、新学則第

32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この規則は、昭和52年7月19日から施行し、昭和53年度始めにおける入学を志願する者から適用する。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、電気工学専攻及び応用化学専攻において、現に改正前の大学院学則第16条の別表に定める当該専攻の表により授業科目を履修する者については、この規則により改正された大学院学則同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

この規則は、昭和53年11月28日から施行し、昭和54年度始めにおける入学を志願する者から適用する。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和54年7月17日から施行し、昭和55年度始めにおける入学を志願する者から適用する。
- 2 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、この規則施行の際応用化学専攻において、現に改正前の大学院学則第16条別表に定める当該専攻の表により授業科目を履修する者については、この規則により改正された大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規則は、昭和55年5月27日から施行し、昭和56年度入学者から適用する。ただし、別表（ホ）建築学専攻の特修科目については、昭和55年10月1日から適用する。
- 2 この規則は、昭和56年1月27日から施行し、昭和56年度始めにおける入学を志願する者から適用する。

**附 則**

この規則は、昭和56年7月14日から施行し、昭和57年度始めにおける入学を志願する者から適用する。

**附 則**

この規則は、昭和57年6月1日から施行し、昭和58年度入学者から適用する。ただし、別表（ハ）土木工学専攻の特修科目については、昭和57年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、昭和58年4月26日から施行し、昭和58年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、昭和58年5月24日から施行し、昭和58年度始めにおける入学を志願する者から適用する。

**附 則**

この規則は、昭和59年2月28日から施行する。ただし、昭和59年度における入学を志願する者又は入学を許可される者から適用する。

**附 則**

この規則は、昭和63年4月1日から施行し、昭和63年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成2年4月1日から施行する。



**附 則**

この規則は、平成4年3月26日から施行し、平成4年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度に在学する者から適用する。ただし、第32条に定める別表の額は、平成8年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成12年5月30日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

ただし、第20条第4項に定める教育職員免許状の種類及び免許教科については、平成17年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成21年7月30日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

ただし、第16条に定める別表教育課程表及び第19条に定める他専攻等における授業科目の履修につ

いては、平成22年在学生から適用する。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に在学する者から適用する。

ただし、第16条に定める別表教育課程表における授業科目の履修については、令和2年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学者から適用する。

第16条別表 教育課程表

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
工学研究科博士前期課程 電気電子工学専攻 [専攻共通講義]				
電気エネルギー工学基礎論		2		
情報通信システム工学基礎論		2		
材料・デバイス工学基礎論		2		
電子情報システム工学基礎論		2		
[演習]				
電気エネルギー工学演習		6		
情報通信システム工学演習		6		
材料・デバイス工学演習		6		
電子システム工学演習		6		
[特別研究]				
電気エネルギー工学特別研究		6		
情報通信システム工学特別研究		6		
材料・デバイス工学特別研究		6		
電子システム工学特別研究		6		
[特論]				
エネルギー工学特論		2		
エネルギー変換工学特論		2		
電気電子応用工学特論		2		
パワーエレクトロニクス特論		2		
電力工学特論Ⅰ		2		
電力工学特論Ⅱ		2		
画像情報処理特論		2		
音声情報処理特論		2		
音響工学特論		2		
デジタル論理設計特論		2		
通信システム工学特論		2		
電気電子材料特論Ⅰ		2		
電気電子材料特論Ⅱ		2		
電子デバイス特論Ⅰ		2		
電子デバイス特論Ⅱ		2		
オプトエレクトロニクス特論Ⅰ		2		
オプトエレクトロニクス特論Ⅱ		2		
電気電子計測特論		2		
制御工学特論		2		
LSI設計特論		2		
人工知能特論		2		
高電圧工学特論		2		
電気電子工学特別講義Ⅰ		2		
情報セキュリティ論		2		
データベース論		2		
先端電気エネルギー工学特別講義		2		

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
工学研究科博士前期課程 材料化学専攻 [専攻共通講義]				
工業物理化学基礎論		2		
無機材料化学基礎論		2		
高分子材料化学基礎論		2		
機器分析化学基礎論		2		
バイオ材料化学基礎論		2		
有機電子材料基礎論		2		
[演習]				
エネルギー材料化学演習		6		
無機材料化学演習		6		
有機材料化学演習		6		
計測材料設計化学演習		6		
バイオ材料設計・合成化学演習		6		
有機材料設計・合成化学演習		6		
[特別研究]				
エネルギー材料化学特別研究		6		
無機材料化学特別研究		6		
有機材料化学特別研究		6		
計測材料設計化学特別研究		6		
バイオ材料設計・合成化学特別研究		6		
有機材料設計・合成化学特別研究		6		
[特論]				
エネルギー材料化学特論		2		
セラミックス化学特論		2		
先端材料化学特論		2		
高分子固体物性特論		2		
高分子加工特論		2		
先端有機物性化学特論		2		
有機合成・反応化学特論		2		
環境化学特論		2		
分析化学特論		2		
生体機能物質化学特論		2		
機能性錯体化学特論		2		
バイオ材料化学特論		2		
生物化学工学特論		2		
材料化学特別講義 I		1		
材料化学特別講義 II		1		

授 業 科 目 の 名 称	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
工学研究科博士前期課程 機械工学専攻 [専攻共通講義]				
機械工学基礎論Ⅰ		1		
機械工学基礎論Ⅱ		1		
機械工学基礎論Ⅲ		1		
機械工学基礎論Ⅳ		1		
機械工学特別講義Ⅰ		1		
機械工学特別講義Ⅱ		1		
[演習]				
材料機能工学演習		6		
熱流体工学演習		6		
知的制御システム工学演習		6		
機械システム工学演習		6		
[特別研究]				
材料機能工学特別研究		6		
熱流体工学特別研究		6		
知的制御システム工学特別研究		6		
機械システム工学特別研究		6		
[特論]				
材料力学特論		2		
材料工学特論		2		
生産工学特論		2		
設計工学特論		2		
マイクロ・ナノ工学特論		2		
熱工学特論		2		
伝熱工学特論		2		
流体力学特論		2		
圧縮性流体力学特論		2		
応用連続体力学特論		2		
制御工学特論		2		
計測工学特論		2		
ロボット工学特論		2		
メカトロニクス工学特論		2		
バイオエンジニアリング特論		2		
機械力学特論		2		
計算力学特論		2		
自動車工学特論		2		
エネルギー変換工学特論		2		
航空工学特論		2		
宇宙工学特論		2		
技術者倫理特論		2		
機械工学特論		2		

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
工学研究科博士前期課程 建設システム工学専攻 [専攻共通講義]				
建設システム工学基礎論Ⅰ		2		
建設システム工学特論Ⅰ		2		
建設システム工学基礎論Ⅱ		2		
建設システム工学特論Ⅱ		2		
[演習]				
土木構造・材料学演習		6		
地圏環境・計画学演習		6		
水圏環境・生態学演習		6		
建築構造・材料学演習		6		
建築計画・意匠学演習		6		
建築環境・設備学演習		6		
[特別研究]				
土木構造・材料学特別研究		6		
地圏環境・計画学特別研究		6		
水圏環境・生態学特別研究		6		
建築構造・材料学特別研究		6		
建築計画・意匠学特別研究		6		
建築環境・設備学特別研究		6		
[特論]				
構造力学特論		2		
構造設計学特論		2		
構造解析特論Ⅰ		2		
弾塑性学特論		2		
防災工学特論		2		
土木計画学特論		2		
都市計画学特論Ⅰ		2		
交通工学特論		2		
土質力学特論		2		
基礎地盤工学特論		2		
岩盤力学特論		2		
土木材料学特論		2		
コンクリート工学特論Ⅰ		2		
鉄筋コンクリート工学特論		2		
河川工学特論		2		
水理学特論		2		
応用水文学特論		2		
河川環境工学特論		2		
水環境特論		2		
建設システム工学特別講義Ⅰ		2		
建設システム工学特別講義Ⅱ		2		
コンクリート工学特論Ⅱ		2		
鋼構造特論		2		

授 業 科 目 の 名 称	単 位 数			備 考
	必修	選択	自由	
建築史特論Ⅰ		2		
建築史特論Ⅱ		2		
建築史特論Ⅲ		2		
建築計画特論Ⅰ		2		
建築計画特論Ⅱ		2		
環境工学特論Ⅰ		2		
環境工学特論Ⅱ		2		
建築設備特論Ⅰ		2		
建築設備特論Ⅱ		2		
構造解析特論Ⅱ		2		
建築構造特論Ⅰ		2		
建築構造特論Ⅱ		2		
建築構造特論Ⅲ		2		
都市計画学特論Ⅱ		2		
建築材料学特論Ⅰ		2		
建築材料学特論Ⅱ		2		
建築設計特論		2		
建築士特別講義			2	
[外部インターンシップ]				
意匠設計実習Ⅰ			4	
意匠設計実習Ⅱ			6	
意匠設計実習Ⅲ			6	
意匠設計実習Ⅳ			4	
建築構造設計実習Ⅰ			4	
建築構造設計実習Ⅱ			6	
建築構造設計実習Ⅲ			6	
建築構造設計実習Ⅳ			4	
建築設備設計実習Ⅰ			4	
建築設備設計実習Ⅱ			6	
建築設備設計実習Ⅲ			6	
建築設備設計実習Ⅳ			4	
[演習]				
建築設計演習A			2	
建築設計演習B			2	
建築歴史意匠設計演習			2	
建築都市防災設計演習			2	
建築都市環境設計演習			2	
構造設計実務演習			2	
建築構造材料実験演習			2	
建築構造実験演習			2	
構造解析演習			2	
建築設備設計演習Ⅰ			2	
建築設備設計演習Ⅱ			2	
建築設備設計演習Ⅲ			2	
建築設備設計演習Ⅳ			2	

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
経営情報科学研究科博士前期課程 経営情報科学専攻 [専攻共通講義]				
マクロ経済学		2		
ミクロ経済学		2		
応用確率統計論		2		
グローバルビジネス論		2		
経営戦略論		2		
経営組織論		2		
知的財産権		2		
コンピュータ基礎論		2		
データベース論		2		
ネットワーク論		2		
財務会計論		2		
[演習・特別研究]				
特別演習	6			
特別研究	6			
ワークショップ		2		
インターンシップ		2		
[特論]				
経営システム論		2		
品質マネジメント論		2		
生産マネジメント・システム論		2		
ヒューマンリソース・マネジメント論		2		
ロジスティクス・システム論		2		
マーケティング・マネジメント論		2		
オペレーションズ・リサーチ		2		
ベンチャー・ビジネス論		2		
システム・マネジメント論		2		
技術経営戦略論		2		
意思決定論		2		
管理会計論		2		
経営分析論		2		
監査論		2		
リスクマネジメント論		2		
原価計算論		2		
量子情報科学基礎論		2		
情報センシング概論		2		
メディアコンピューティング		2		
コンピュータ・グラフィックス論		2		
情報セキュリティ論		2		
数理計画法		2		
コミュニケーションとコンピューテーション論		2		
システム・セーフティー論		2		
コンピュータビジョン		2		
多変量解析及び大規模計算論		2		



授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
工学研究科博士後期課程 電気・材料工学専攻 [専攻共通演習]				
電気・電子システム工学演習		2		
情報通信システム工学演習		2		
材料プロセス・デバイス工学演習		2		
機能性材料開発工学演習		2		
[特別研究]				
電気・電子システム工学特別研究				
情報通信システム工学特別研究				
材料プロセス・デバイス工学特別研究				
機能性材料開発工学特別研究				

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
工学研究科博士後期課程 生産・建設工学専攻 [専攻共通演習]				
機械工学演習		2		
機械システム工学演習		2		
社会開発工学演習		2		
都市建築工学演習		2		
[特別研究]				
機械工学特別研究				
機械システム工学特別研究				
社会開発工学特別研究				
都市建築工学特別研究				

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
経営情報科学研究科博士後期課程 経営情報科学専攻				
経営システム特殊研究Ⅰ		2		
経営システム特殊研究Ⅱ		2		
情報システム特殊研究Ⅰ		2		
情報システム特殊研究Ⅱ		2		
研究指導Ⅰ	4			
研究指導Ⅱ	4			
研究指導Ⅲ	4			

第21条第3項別表

休学者

(単位：円)

在籍料	(年額) 60,000
-----	-------------

第32条別表

(単位：円)

区 分	入 学 検 定 料
大学院工学研究科博士前期課程 大学院経営情報科学研究科博士前期課程	35,000
大学院工学研究科博士後期課程 大学院経営情報科学研究科博士後期課程	35,000

大学院工学研究科博士前期課程 (春季入学)

(単位：円)

	初年度		2年度 年 額
	入学手続時	後 期	
入 学 金	130,000	-----	-----
授 業 料	415,000	415,000	840,000
教育研究充実費	135,000	135,000	270,000
合 計	680,000	550,000	1,110,000

大学院工学研究科博士後期課程 (春季入学)

(単位：円)

	初年度		2年度 年 額	3年度 年 額
	入学手続時	後 期		
入 学 金	180,000	-----	-----	-----
授 業 料	415,000	415,000	840,000	850,000
教育研究充実費	135,000	135,000	270,000	270,000
合 計	730,000	550,000	1,110,000	1,120,000

大学院工学研究科博士前期課程（秋季入学）

（単位：円）

	初年度	2年度 年 額	3年度 前 期
	入学手続時		
入 学 金	130,000	————	————
授 業 料	415,000	840,000	425,000
教育研究充実費	135,000	270,000	135,000
合 計	680,000	1,110,000	560,000

大学院工学研究科博士後期課程（秋季入学）

（単位：円）

	初年度	2年度 年 額	3年度 年 額	4年度 前 期
	入学手続時			
入 学 金	180,000	————	————	————
授 業 料	415,000	840,000	850,000	430,000
教育研究充実費	135,000	270,000	270,000	135,000
合 計	730,000	1,110,000	1,120,000	565,000

大学院経営情報科学研究科博士前期課程（春季入学）

（単位：円）

	初年度		2年度 年 額
	入学手続時	後 期	
入 学 金	130,000	————	————
授 業 料	365,000	365,000	740,000
教育研究充実費	115,000	115,000	230,000
合 計	610,000	480,000	970,000

大学院経営情報科学研究科博士後期課程（春季入学）

（単位：円）

	初年度		2年度 年 額	3年度 年 額
	入学手続時	後 期		
入 学 金	180,000	————	————	————
授 業 料	365,000	365,000	740,000	750,000
教育研究充実費	115,000	115,000	230,000	230,000
合 計	660,000	480,000	970,000	980,000

大学院経営情報科学研究科博士前期課程（秋季入学）

（単位：円）

	初年度	2年度 年 額	3年度 前 期
	入学手続時		
入 学 金	130,000	————	————
授 業 料	365,000	740,000	375,000
教育研究充実費	115,000	230,000	115,000
合 計	610,000	970,000	490,000

大学院経営情報科学研究科博士後期課程（秋季入学）

（単位：円）

	初年度	2年度 年 額	3年度 年 額	4年度 前 期
	入学手続時			
入 学 金	180,000	————	————	————
授 業 料	365,000	740,000	750,000	380,000
教育研究充実費	115,000	230,000	230,000	115,000
合 計	660,000	970,000	980,000	495,000